

☆ 学校教育目標

「自ら考え、行動できる児童の育成」



あじきだい



学校だより R3. 10. 29(金)発行 No. 26 栄町立安食台小学校 215名

HP:ajikidai-es.town-sakae.ed.jp Eメール:ajikidai-es@town-sakae.ed.jp

※本校のセクハラ相談窓口は、嶋田教頭、久古養護教諭、寺内教諭、佐藤教諭です。 TEL 0476-95-0971

教室は元の教室へ引っ越しました

新型コロナウイルス感染症は落ち着いてきて、緊急事態宣言が解除になり、行動制限の緩和移行期間も24日まででした。10月末までに順次、元の教室に引っ越しをしています。児童は、広い特別教室に慣れていたので、普通教室は狭く感じるようです。徐々に元の活動に戻ってきているのを感じます。今後もマスク着用、手洗い、消毒など感染予防対策はきちんと行っていくことが大切です。

同居家族に発熱症状がある場合の児童の登校について

今まで、同居家族に発熱症状がある場合、児童は出席停止となり、登校を控えていただいていたのですが、栄町は「感染経路の不明な感染者数が増加している地域」ではありませんので、11月からは、同居家族に発熱症状がある場合でも、児童は出席停止とはいたしませんので登校して差し支えありません。

しかしながら、予断を許さない状況であることには変わりありません。児童、同居家族に発熱や風邪症状がある場合には病院での受診をお勧めします。その際の注意点をまとめた「発熱等がある場合の相談・受診等について」を別途配付いたしますのでご確認ください。

不祥事根絶に向けて

先日、県内高校講師が、管理職の許可なく、自校生徒とのSNS等を利用した私的なやり取り及び、自家用車への同乗により、戒告の懲戒処分になりました。不祥事根絶に向けての千葉県の取組・方針について、児童生徒及び保護者に周知することとなっております。

- (1) 教職員との電子メール及びSNS等を使用した私的なやり取りや教職員の自家用車への同乗は、わいせつ事案等の不祥事のきっかけとなりうることから、禁止であること。なお、やむを得ず行うときには、教職員は、管理職の許可を得ていることが必要であること。(本校では、緊急連絡はまちこみメールを使用しており、他のツールは使用していません。)
- (2) 教職員との電子メール及びSNS等を使用した私的なやり取りをすることや教職員の自家用車へ同乗したことを認知したときには、直ちに各学校の管理職に連絡すること。なお、県教育委員会がホームページ上に設けた「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」(アクセス方法は別紙にてお知らせします)を使用して連絡することもできること。